

商品説明書

(平成25年3月18日現在)

1. 商品名	・ 新型通知預金《Can》
2. 期間	・ この預金には、払い戻しに関する期間の定めがあります。 ・ 据置期間(「お預入日」から「その1カ月後応当日の前々日」までの期間)は、原則として、払い戻しできません。 ・ 据置期間経過後は、随時、払い戻しできます。
3. ご利用可能な方	・ 個人のお客さま
4. お預入方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額	・ 当行の国内本支店窓口や、出金口座のキャッシュカードおよび通帳により当行のATMコーナーで、お預け入れできます。 (注) ATMコーナーでのお預け入れは、利息組入式のみとなります。 ・ お預入明細1件につき50万円以上、1円単位
5. 払戻方法	・ 当行の国内本支店窓口で、据置期間経過後に元金と利息を払い戻します。 ・ お預入明細1件ごとに払い戻します(お預入明細1件の一部金額の払い戻しは、できません)。 ・ 口座の解約については、口座開設店のみで取り扱います。 ・ 払戻日の2日前までに、払い戻しする日を当行に通知する必要があります。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息支払 (3) 計算方法 (4) 課税	・ 適用金利は、市場金利の動向等に応じて毎日決定し、次の区分にしたがって店頭に表示します。 ・ 毎日の最終残高に応じて、店頭に表示する利率を適用します。(変動金利) A 50万円以上 ～ 300万円未満 B 300万円以上 ～ 1,000万円未満 C 1,000万円以上 ※金融情勢等により、各段階の利率が同じになる場合もあります。 ・ お預入明細1件毎に、お預入日の6ヵ月応当日毎に利息を支払います。利息を元金に組み入れるか(利息組入式)、または指定の口座に自動入金するか(利息受取式)、お預け入れ時に選択していただきます。 なお、利息入金の指定口座は、普通預金、貯蓄預金、当座預金のいずれかに限ります。 ・ 元金の払戻時には、前回の利息支払日以後の利息を支払います。 ・ お預入明細1件について、付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに利息計算します。 ・ 分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%(※))となります。 (※) 復興特別所得税が付加されております。 ・ 法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱を受けることができます。 なお、平成17年12月31日をもって「65歳以上を対象」とするマル優制度は廃止となっております。
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	_____
9. 預金保険の適用	・ 預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。
10. 元本欠損リスクと要因	_____

11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ やむをえず据置期間内に払い戻す場合は、払戻日の普通預金利率を適用します。 ・ 据置期間の直後に銀行休業日が連続する場合は、その最終日の翌営業日から払い戻しできるようになります。
12. 想定されるリスク	<p style="text-align: center;">—————</p>
13. 当行の契約する指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いにつきまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 <p style="text-align: center;">《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
14. その他の説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、平成18年3月13日（SMBCダイレクトでは平成18年4月17日）より新規お預け入れ（口座開設）の取扱いを停止しています。 なお、追加のお預け入れは取り扱いしています。